29循第128号

平成29年５月18日

　一般社団法人えひめ産業廃棄物協会

　　会長　本田　昭　様

愛媛県県民環境部環境局

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　循環型社会推進課長

（公　印　省　略）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

　日頃から、本県の廃棄物行政に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

　このことについて、平成29年４月28日付け環廃産発第1704281号にて、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長から別添のとおり通知がありました。

当該通知において、施行規則第12条の10の２（産業廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出）第２項の改正の施行期日は平成29年５月15日と説明されていますが、正しくは平成29年10月１日が施行期日となりますのでご留意ください。

【担当】

愛媛県県民環境部環境局

循環型社会推進課

産業廃棄物係　影浦

　　TEL: 089-912-2358

　　FAX: 089-912-2354